

令和8年度しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市内での創業へのチャレンジを支援し、産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する者に対し、市内での創業に要する経費の一部を補助します。</p>
<p>内容 補助対象事業</p>	<p>創業する事業のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金を申請した年度内に事業が完了すること。</li> <li>(2) 小売業、飲食業、サービス業その他の信用保証協会の保証対象業種であること。</li> <li>(3) 創業する事業の内容が、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではないこと。</li> <li>(4) 政治活動又は宗教活動に関係するものでないこと。</li> <li>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと。</li> <li>(6) 関係法令及び公序良俗に反していないこと。</li> </ol>
<p>補助対象者</p>	<p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 補助金の申請年度内に創業を行う予定の者</li> <li>イ 既に創業をした者で、補助金の申請時において、個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日から6か月を経過しないもの</li> </ul> </li> <li>(2) 特定創業支援等事業として指定する創業セミナー等を受けている、又は補助金の申請年度内に受ける見込みがあること。</li> <li>(3) 補助金の交付申請前までに渋川商工会議所又はしぶかわ商工会が実施する創業相談等を受けていること。</li> <li>(4) 事業所の建物の所有権その他の使用権を有し、又は有する見込みがあること。</li> <li>(5) 創業する事業を、補助金が確定した日から3年以上継続する意志及び見込みがあること。</li> <li>(6) 過去に渋川市まちなか空き店舗出店者支援事業補助金又は渋川市空き店舗活用開業支援事業補助金の交付を受けた者にあつては、補助金の交付の対象となった事業所を閉店し、閉業し、又は休業していないこと。</li> </ol>

		<p>(7) しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和5年渋川市要綱）又はしぶかわ創業開業支援事業補助金交付要綱（令和3年渋川市要綱）に基づく補助金をこれまでに受けていないこと。</p> <p>(8) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(9) 許認可、資格等が必要な業種の事業を創業する場合は、当該資格等を既に取得し、又は創業する日までに取得する見込みがあること。</p> <p>(10) 市税を滞納していないこと。</p>
	補助対象経費	別表第1（補助対象経費関係）のとおりです。
	補助金額	<p>補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を限度とします。ただし、次の各号の要件を満たす場合は、それぞれ当該限度額に5万円を加算する。</p> <p>(1) 別図で示す都市機能誘導区域内で創業する者</p> <p>(2) 都市機能誘導区域内で創業する者で、当該補助金の交付申請日時点において、市内に住民登録がある個人、又は市内に法人登記をしている法人</p>
	予算額	本補助事業の補助限度額は予算に定める額とします。
交付 手 続 等	交付条件	<p>(1) 本要領（交付決定の取消し）第1項に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとします。</p> <p>(2) 本要領（補助金の返還）第1項に該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがあります。</p> <p>(3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。</p>
	交付申請の方法、 時期等	<p>1 補助対象事業に着手する5日前までに企業誘致推進室へ書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>2 しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、別表第2（交付申請の方法、時期等関係）に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p><b>【注】</b> 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。</p>

着手届出の方法	補助対象事業に着手したときは、速やかにしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金着手届（様式第5号）を提出してください。
変更・廃止承認申請の方法、時期等	補助金の交付決定を受けた日から補助金が確定した日を基準日として3年が経過する日までの間において、補助対象事業若しくは創業をした事業の一部を変更し、又はこれらの事業を廃止しようとするときは、原則速やかにしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第6号）に、補助対象事業を変更する場合は変更する内容を証する書類を添えて提出してください。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではありません。
変更・廃止の承認	変更・廃止承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果をしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により通知します。
概算払申請の方法、支払時期等	<p>概算払の交付を受けようとするときは、しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金概算払申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書の写し</li> <li>(2) しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第9号）</li> <li>(3) 概算払に係る補助対象事業における業者等からの請求書（内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(4) 通帳等の写し（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> <p>適正と認めた場合は、提出された申請書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第10号）に別表第3（実績報告の方法、時期等関係）に掲げる書類を添えて、提出してください。
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により交付すべき補助金の額を確定します。
	しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式

請求の方法、支払時期等	<p>第9号) にしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
補助金確定後の営業報告の方法	<p>補助金の確定後は、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度から3年間、創業した事業の状況を報告することを目的に、毎年度3月31日までにしぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金営業報告書(様式第12号)を提出してください。</p>
交付決定の取消し	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 本要領、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金(変更・廃止)承認通知書を受けずに営業内容、業態等を著しく変更したとき。</p> <p>(5) 交付決定後、申請年度内に創業をしないとき。ただし、補助金の交付申請時に既に創業をしていた場合を除く。</p> <p>(6) 補助対象事業が、申請年度内に完了しないとき。</p> <p>2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、しぶかわd e 創業チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知します。</p>
補助金の返還	<p>1 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> <p>(3) 補助金が確定した日から起算して3年以内に閉店、閉業又は休業をしたときは、次の計算式により算出した金額。ただし、市長がやむを得ない事情と認めるときはこの限りではありません。(算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。)</p> <p style="text-align: center;">補助金額 / 36 × 未経過月数 (36か月 - 補助金が確定した日が属する月から閉店、閉業又は休業をした日が属する月までの月数)</p> <p>2 前項の規定に該当したときは、しぶかわd e 創業チャレンジ</p>

	支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により補助金の返還を求めます。
申請書等の様式	しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（様式第2号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金誓約書（様式第3号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金着手届（様式第5号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認申請書（様式第6号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金（変更・廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金概算払申請書（様式第8号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金交付請求書（様式第9号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金事業完了実績報告書（様式第10号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第11号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金営業報告書（様式第12号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号） しぶかわde創業チャレンジ支援事業補助金返還命令書（様式第14号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所商工観光部企業誘致推進室（第二庁舎） 電話 0279-22-2111（内線4893） メールアドレス sangyouritti@city.shibukawa.gunma.jp

別表第1（補助対象経費関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費
1 事業所の新設、増改築又は改修に要する費用	(1) 事業所となる市内の建物の購入費用又は建設費用 (2) 事業所に係る市内の土地の購入費用 (3) 市内の事業所の開設に伴う増築工事、改築工事、外装工事、内装工事、設備（電気、水道、ガス、空調等）等の工事費用 (4) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める費用
2 設備又は大型備品購入費	(1) 市内の事業所と一体となって機能し、事業に直接関係する設備又は備品（商品陳列棚等で建物に固定されるもの）の購入費用及びその設置に要する費用 (2) 前号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費
3 広告宣伝費	(1) 広告及び宣伝を目的としたチラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費用 (2) 広告及び宣伝を目的としたウェブサイト等の制作費用 (3) 広告及び宣伝を目的とした新聞、雑誌等への掲載費用 (4) 広告及び宣伝を目的としたのぼり旗、看板、掲示物等の制作費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費
4 創業に必要な申請書類作成等に係る費用	(1) 司法書士、行政書士等に支払う、創業に伴う申請書類作成の報酬金 (2) 設計士等に支払う、事業所等の設計に係る費用 (3) 前2号に掲げるもののほか、創業する上で市長が必要と認める経費

備考

- 1 次に掲げるものは、補助対象経費から除く。
  - (1) 補助金の交付決定の前に着手しているもの
  - (2) 各種保険料
  - (3) 消耗品に類する費用
  - (4) リース費用
  - (5) 自動車等の車両の購入費用、修理費、車検費用等
  - (6) ソフトウェアの購入費用及びライセンス費用

- (7) 商号の登記等に係る登録免許税、定款認証料、収入印紙代その他官公署に対する各種証明類取得費用
  - (8) 汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定ができないものの調達費用
  - (9) 国、県、市等のその他団体が実施する他の補助金の交付を受けた補助対象事業に要する費用
  - (10) その他市長が補助対象事業の遂行に必要であると認められないもの
- 2 事業所の新設、増改築若しくは改修又は設備若しくは大型備品の購入をする場合の業者は、原則として市内に事業所を有する業者とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- 3 事業所の新設、増改築又は改修に要する費用について、建物が事業所及び事業所以外（住居等）の部分<sup>あん</sup>を併せたもの場合は、事業所部分と事業所以外（住居等）の部分の床面積を基に按分して算出する。

別表第2（交付申請の方法、時期等関係）

交付申請書の添付書類	備考
1 事業計画書（様式第2号）	
2 誓約書（様式第3号）	都市機能誘導区域内で創業する場合
3 申請者の履歴書及び住所を確認できるものの写し	申請者が個人の場合
4 事業所の位置図	
5 事業所の写真（建物外観及び内部）	事業所を新たに建設する場合を除く。
6 補助対象事業に係る図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）	補助対象経費の区分1又は区分2に該当する場合
7 補助対象事業に係る見積書等（工事等の内容、経費の内訳等が確認できるもの）	
8 特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等	
9 履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し	
10 事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	
11 補助対象事業を実施する土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	事業所となる建物の購入又は新設、土地の購入、土地に看板等を直接建設等をする場合

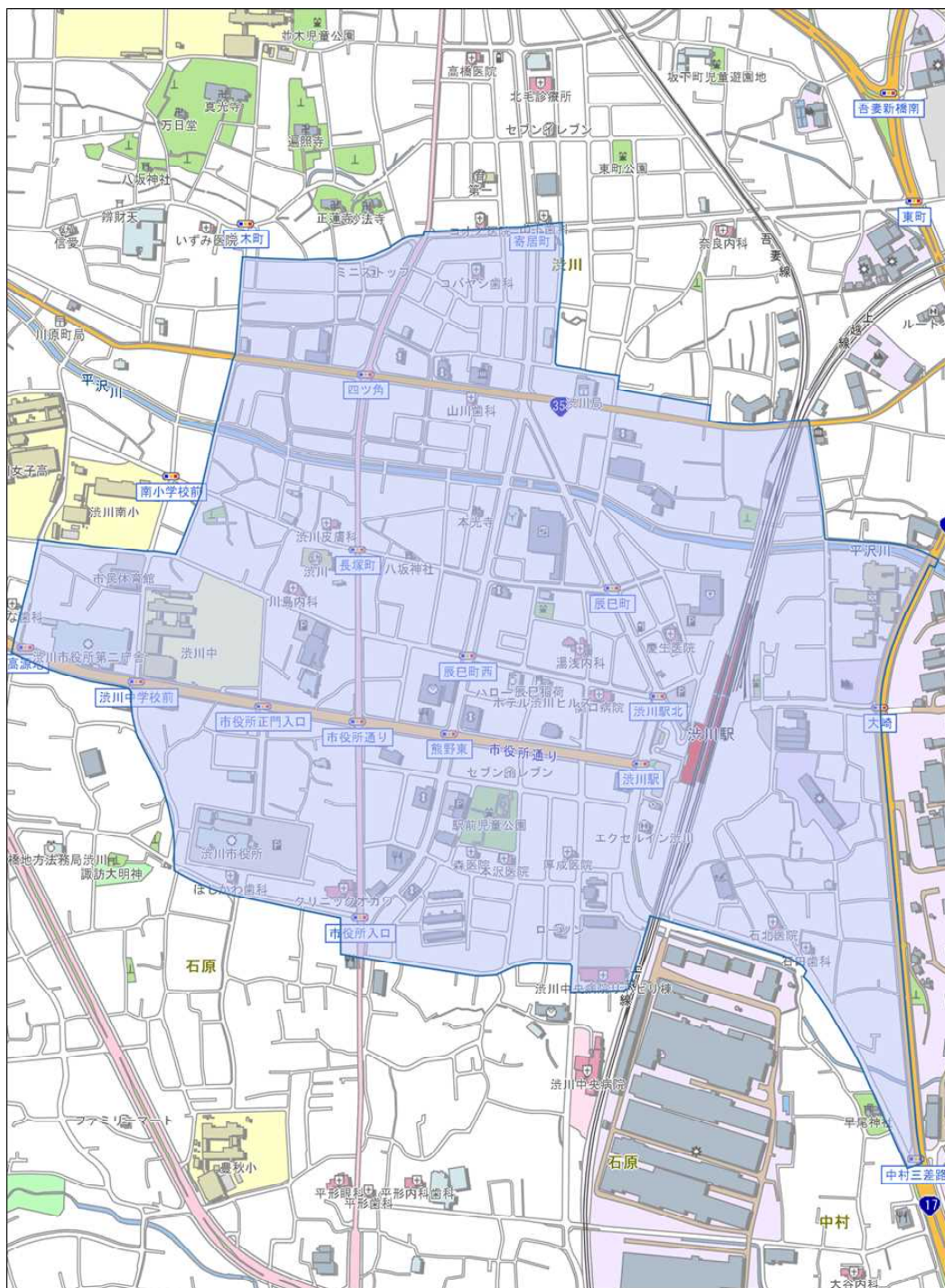
1 2	許認可証の写し（必要業種の場合のみ）	
1 3	その他市長が必要と認める書類	

【注】申請時に創業をしていない補助対象者で、「8 渋川市が発行する特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等」、「9 履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し」、「10 事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し」、「11 事業所に係る土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し」及び「12 許認可証の写し」を交付申請時に提出できない場合は、実績報告時に提出すること。

別表第3（実績報告の方法、時期等関係）

実績報告書の添付書類		備考
1	補助対象事業に係る支払証拠書類（領収書、振込受付書、ネットバンキング振込データ等）及び業者等からの請求書等（内訳が分かるもの）の写し	
2	補助対象事業の実施が確認できる写真（施工中及び施工後の状況を撮影したもの）	補助対象経費の区分1又は区分2に該当する場合
3	補助対象経費の実施が確認できる写真、資料等	補助対象経費の区分3又は区分4に該当する場合
4	通帳等の写し（補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）	
5	特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する書類等	交付申請時に未提出の場合
6	履歴事項全部証明書（法人）又は税務署に提出した開業届の写し	交付申請時に未提出の場合
7	事業所となる建物の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	交付申請時に未提出の場合
8	補助対象事業を実施する土地の所有権その他の使用権を証明する書類の写し（全部事項証明書、賃貸借契約書等）	事業所となる建物の購入又は新設、土地の購入、土地に看板等を直接建設等をする場合で、交付申請時に未提出の場合
9	許認可証の写し（必要業種の場合のみ）	交付申請時に未提出の場合
10	その他市長が必要と認める書類	

別図（補助金額関係）



【都市機能誘導区域】

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき作成した澁川市立地適正化計画に定める都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域